

○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 農林水産大臣による製造工程の確認について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 製造工程の確認手続について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が原料加工工程確認にあつては別紙基準1の「牛由来の原料を原料とする肥料の製造工程(原料加工工程)に関する基準」、原料確認にあつては別紙基準2の「牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準」(以下「製造基準」という。)に適合しているかどうかについて、<u>第3の規定による調査結果の報告も踏まえて</u>確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 製造工程の変更確認の手続について</p> <p>(1) 製造工程の変更</p> <p>ア 確認製造業者は、その大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号により、センターを經由して農林水産大臣に変更確認申請を行うものとする。</p> <p>イ アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて、<u>第3の規定による調査結果の報告も踏まえて</u>確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。</p> <p>ウ 確認製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、確認書をセンターを經由して農林水産大臣に返納するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第1 農林水産大臣による製造工程の確認について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 製造工程の確認手続について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が原料加工工程確認にあつては別紙基準1の「牛由来の原料を原料とする肥料の製造工程(原料加工工程)に関する基準」、原料確認にあつては別紙基準2の「牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準」(以下「製造基準」という。)に適合しているかどうかについて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 製造工程の変更確認の手続について</p> <p>(1) 製造工程の変更</p> <p>ア 確認製造業者は、その大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号により、センターを經由して農林水産大臣に変更確認申請を行うものとする。</p> <p>イ アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。</p> <p>ウ 確認製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、確認書をセンターを經由して農林水産大臣に返納するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、製造業者から第1の2の(1)若しくは3の(1)の確認申請又は第1の3の(3)の変更の届出を受理したときは、当該申請又は届出を行った製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。)に対し、受理した書類(副本1部)を送付するものとする。送付を受けた地方農政局等は、当該申請又は届出が原料確認に係るものであった場合、別紙基準2の1の(4)に基づいて、当該製造業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に原則として同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査し、調査結果を農林水産省消費・安全局に報告するものとする。

(新設)

第4～第11 (略)

第3～第10 (略)